

令和 6 年度

第 11 回 石巻市農業委員会定例総会会議録

令 和 7 年 2 月 2 6 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年2月26日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条の許可申請の取下げについて

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市地域計画の策定について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正について

日程第 10 議案第 8号 石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

日程第 11 議案第 9号 石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	11番	伏	見	さと	子	委員
12番	岡	田	正	男	委員	13番	高	瀬	禎	司	委員
14番	佐々木	文	彥	彦	委員	15番	高	橋	善	宏	委員
16番	高	橋	由	佳	委員	17番	遠	藤	章	一	委員
18番	武	山		勝	委員	19番	高	橋	千代	恵	委員

欠席委員（1名）

10番 佐々木 洋 委員

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	26番	首	藤	勝	博	委員
27番	山	口	修	一	委員	28番	佐	藤	和	隆	委員
29番	佐々木	勝	行	委員		30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
37番	榎	田	有	司	委員	38番	西	條		勲	委員
39番	阿	部	正	展	委員						

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

25番	佐々木	繁	委員	35番	遠	藤	雅	宏	委員
36番	西	條	健	一	委員				

説明のため出席した者

杉山 康美 農林課長補佐

阿部 貴俊 農業振興係長

中野 勝彦 農林課主幹

事務局職員出席

渋 谷 幸 伸 事 務 局 長

星 貴 幸 事 務 局 長 棚 佐
兼 農 地 係 長

山 本 万 里 主 任 主 事

三 浦 武 宏 事 務 局 次 長

佐 藤 友 人 主 查

菅 井 泰 弘 主 任 主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第11回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

午後 1 時 35 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は17名であります。佐々木洋農業委員、佐々木繁推進委員、遠藤雅宏推進委員、西條健一推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番高橋善宏委員、16番高橋由佳委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2報告第1号使用貸借の解約による通知についてから、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。今月の受理件数は3件で解約の理由は売買によるものが2件、転用によるものが1件でございます。

続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は3ページから50ページです。今月の受理件数は48件で、解約の理由は贈与によるものが4件、売買によるものが17件、借人の都合によるものが5件、耕作困難によるものが2件、転用によるものが2件、換地処分に伴う調整によるものが18件でございます。

続きまして、報告第3号農地法第5条の許可申請の取り下げについて、ご報告いたします。議案書は51ページです。本件は、令和元年6月6日に農地法第5条の申請がなされたものの、環境アセスメントなどの審査に時間を要することから、保留となっていた土地ですが、申請に係る農地全てが非農地判断されたため、当該農地の農地転用申請が不要となったものであります。

最後に、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は52ページです。今月の受理件数は3件で太陽光発電施設用地とするものが1件、建売住宅敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3議案第1号石巻地域計画の策定についてを議題といたします。

産業部農林課から議案の内容について、説明願います。

○杉山康美農林課課長補佐 それでは、ご説明いたします。

資料は、第11回定例総会議案書の53ページ、石巻地域計画の策定についてであります。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員の皆様から意見を求めるものです。

別冊1をご覧ください。ページをめくると、目次があり、1ページ目に「人・農地プラン」から「地域計画」へ、1の石巻・蛇田地区から16の桃生地区までの16地区ごとの地域計画が掲載されています。別冊として目標地図があります。

それでは、説明を行います。

地域計画につきましては、今般の農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や遊休農地、耕作放棄地の増加といった地域農業の抱える諸課題について、地域内で継続的に話し合う機会を設け、中長期的な視点から農地の利用方法や営農方針を定めることが地域計画を策定する目的です。

地域での話し合いの結果を取りまとめた計画本体に農地1筆ごとに当市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では令和12年度を目標年度としておりますが、耕作者や利用方法を張り付けた目標地図を添付することで地域計画が作成されます。

石巻市におきまして、これまで地域での話し合いにより、「人・農地プラン」を作成、実行してきましたが農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月より地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、目標地図を新たに作成することが義務付けられました。そのため石巻市では、令和6年度末までに旧石巻地域で3地区、石巻・蛇田地区、稻井地区、渡波地区、河北地域で4地区、飯野川地区、大谷地地区、二俣地区、大川地区、河南地域で6地区、前谷地地区、和渕地区、鹿又地区、須江地区、広渕地区、北村地区、桃生地域全体で1地区、北上地域

全体で1地区、牡鹿地域全体で1地区の全16地区で地域計画を策定する予定でございます。お手元の別冊1及び別冊資料1に基づき説明させていただきます。

こちらの資料が市内全16地区の地域計画の案となっております。地域の将来の耕作者について、担い手への集積に向けて、既に地域における協議を実施済みであり、その協議結果を国が定める様式に落とし込んだものがこちらの資料になっております。個々の内容の説明は割愛させていただきます。

続きまして目標地図につきましては、認定農業者等へ行ったアンケート調査をもとに作成した地図を参考に各地区で協議を行い、集積の意向を反映したものとなっています。個々の内容の説明は割愛させていただきます。

今後の地域計画の策定スケジュールといたしましては、意見聴取後、最終案を作成し、縦覧、公告となります。現在、3月公告に向けて事務を進めております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

2月18日開催の農家相談委員会において、石巻市地域計画策定に係る意見聴取を実施いたしました。石巻市産業部農林課より内容説明ののち、内容審査の結果、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 引き続き、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会岡田正男副委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

2月18日開催の農地調査委員会において、石巻市地域計画策定に係る意見聴取を実施いたしました。石巻市産業部農林課より内容説明ののち、内容審査の結果、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま産業部農林課からの説明及び農家相談委員長並びに農地調査副委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

○石巻2区保原政美委員 地域策定計画の意見聴取の中の12ページをちょっと見てもらいたいのですが、渡波地区が書いてありますけれども、この中で作成するにあたって、昨年1月16日に石巻地区はJAの情報センターでまとめられて、生産者の方も出席して図面の色塗りをしたようございますけれども、例えば [REDACTED] さんという方、6ヘクタールを作付することになっているようですが、実際は94アールしか使ったことないんですよね。この方、渡波地区の地図のこのピンクの色塗りがなされてるところなんですけども、実際、私を含めて5人の方が作付してるんですね。ですから、その他も何人か点在して作付しているようでございます。さらに今後の認定農業者、その他利用者っていうか [REDACTED] さんという方しか書いていないのですけれども、私の名前もないようですがこれを策定す

るにあたってね、昨年出席した方に昨日聞いてみたら、分けるの面倒だからこの方は緑色、この方は水色っていうふうに単純に塗ったそうです。ですから、こういう結果になってるんですけども、これでは将来のために整合性がとれるのかと私大変疑問に持ってるんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○中野勝彦農林課主幹 農林課の中野といいます。今の質問についてお答えしたいと思いますが、保原さんが今申した部分についてはその通りなのかなと思いますが、基本的にはまだ今回の地域計画については未完の部分が多数ありますし、毎年修正をかけながら、精度を高めていくというふうな方向であります。そして、耕作者の名簿につきましても、基本的には認定農業者或いは法人の方、そして、現在水田活用等で交付金とかをもらってる人が7年度に貰えなくなるようなことがないようにということで他の地域の指示も出しております。

そういう中で色塗りにつきましても現在耕作している圃場がその色っていうわけではありません。基本的には5年後、10年後或いはそのあと目指す方向の色づけとして各地区見ていただきたいと思っております。ですので、今おっしゃられてた名簿に私が載っていないなどに関しては、7年度に協議の場開いて修正かけますので、その辺は了解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○河北3区山口修一委員 農地プランから地域計画へという1ページの部分で、まとめられておりますけれども、地域計画の目的っていうのは、1つ目は地域の農業、農村、農地を守る農業。2つ目は課題を地域ぐるみで解決をする。3つ目は効率的な営農環境を作る。4つ目は国庫補助金の支援を受ける。5つ目は地域農業を守るために意識の醸成を図っていく。大きく言うとこの5つのことが地域計画の目的であると認識してるわけで、そこからすると、こここの部分にですね目的をきちんと明記するべきなんです。地域と話し合い、或いはその担い手或いは出し手、農家。さっき高橋会長さんが言ったように農業をする若い人たちが出てくる可能性があるわけですね。そうした中で、今の進め方は特定の人と非常に効率のいい進め方でやってますけれども、この地域計画を石巻管内でこう進めていくということが必要なのではないかと思ってるわけです。

この間、12月のいしのまき市議会だよりが回ってきました。その中で農業っていう部分については1件の質問がございます。しかし、回答の部分では地域計画というような地域計画の地の字もなく、非常に寂しく、悲しい、そういう気持ちを持ちました。その反面、これは誰の責任かなと思ったときに私は推進委員をやってる以上、これは自分の仕事の部分ではないかなというようなことも思ったわけでございます。そうしたことの中でさっき言った5つの部分を、ここの中に明記をすべきじゃないかなとこのように思うんですけども、その辺のところについてご見解をお願いしたい

○中野勝彦農林課主幹 ちょっと今の質問とはずれる部分もあるのかなと思いますが、先日行われた農業委員さんとの話し合いの場でも出てました。そういう中で現在16地区っていう形で分けてますが、将来的にはこの分け方っていうのも当然やっぱり超えていくべきなのがなっていう部分は示されておりました。

例えばですね、河南地区が4地区、5地区に跨ってますけども、河南、桃生を合わせて1地区とか、当然、営農の形態の中では地域を超えた作付なり、担い手っていう部分がかなり大きく占めてきております。そういう形の中で、地域の農業を守る営農を継続するという部分ではこの16地区の見直しのものも今後必要なかなというふうには感じております。

今回ここで提示させていただいた地域計画につきましては、先ほども申し上げたように6年度の交付金等がもらえなくなるっていうのが一番ちょっと引っかかる部分がありまして、7年度はその部分を全部網羅しましょうということでそれぞれの地区については名前は挙げさせていただいております。

例えばですね、水田の関係で言いますと、ならしっていう部分あるんですけども米価下落の部分ですね。その部分っていうのは基本的に認定農業者を取っていないと対象にはなりませんということで、前に話し合いをしたときに名簿の中で80歳になる人も載ってますよみたいなこと言われたんですけども、それを落とすわけにはいかないんです。

そういう部分も含めてですね、今後毎年のように更新をかけて、地区の見直しも図りながら、営農を継続するような計画を作っていくたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○河北3区山口修一委員 私言ってんのはこの中にね、今出たように国庫補助金という部分関連しますよというような大事な部分をこの目的という部分にきちんと明記をすべきではないかなということなんです。そのようになってるわけですから、国の政策でも見れば地域計画の目的は何ですか。この他にもある大事な国庫補助金なりね、そういう補助金絡みも影響するんですよ。関連するんですよ。大事な部分が抜けてるじゃない。だからそこはどうなんですかという質問。

○中野勝彦農林課主幹 様式の中では地域の特色みたいなこと書いてありますて、交付金の関係については一切示されておりません。ただし、協議の場などでは関係機関も含めた中でその辺は周知し、徹底をしておりました。そして、今言われたように地域計画に名前が載ってる、位置付けられているっていうことが補助の要件等に入ってます。法人であれば、準備金の積み立ての要件にも当然担い手に位置付けられているっていうのが1つとなっております。ここにですね、そういう部分を記載した方がいいのではないかということなんですが、その辺は今後更新をかけていく際に検討しますんで、お願ひいたしたいと思います。

○河北3区山口修一委員 2点目です。地域計画に関わるQ&A、これもいいですかね。その中でナンバー4の部分です。地域計画の部分については地域の関係機関の意見聴取っていうのは当然するというようなことになってるわけですけれども、回答を見ると2月末、もう2月末なんですけれども、意見聴取の回答をいただく予定ということですけれども、ここの部分は現状をどのような方向、どのような状況になってるのか。また、意見聴取っていうのはこの関連団体の部分で、どういったところを主にヒアリングするのかお伺いしたいと思います。

○中野勝彦農林課主幹 意見聴取についてですが先週の21日にJAいしのまき、そして、市内改良区5ヶ所を回ってきました。その場で各地区ごとに、北方土地改良区に行くと桃生地域なり河北地域の

詳細な部分の質問を受けました。最近話題になってる部分では、5年間水張ルールなど、その辺は確定したのかとか、そういう部分を含めた中で質問は受けて参りました。回答できる部分についてはその場で回答し、目標地図の中で本来入れなくてもよかつたんじゃないかっていう部分の指摘もありました。そういう部分につきましては、それぞれの地域で7年度早々に協議の場を開いて、もう一度見直しをかけるっていう方向では考えております。よろしいでしょうか。

○河北3区山口修一委員 今回提示されましたこの策定案の部分に、この関係団体の意見聴取を加味しなくてもよいということでいいのか、或いはこういった関係機関の意見も踏まえて行うということになっているが、その件はどうなっていますか。

○中野勝彦農林課主幹 国なり県の指導の中では、意見聴取する場がNOSAI宮城、あとは農地中間管理機構ですか、それぞれが入っておりまして、意見聴取は求めております。指導的にはその他にも意見聴取の場を設けてもいいよっていう形にはなっており、いずれ今言った部分については県なりから指導は受けております。

○河北3区山口修一委員 私が聞いたのは、1つは関係機関の意見を聴取した場合ですね、今回この提示されましたここの部分に入れるのか或いはこれ、いや、そういうことじゃなくて別物ですよということなのか、どちらですかと。

○中野勝彦農林課主幹 その場で修正できる部分については修正しますというようなことは入っておきます。それで、どうしても協議の場を開いて、もう一度意見聴取しなければならない場合は7年度初めに、協議の場を開催して、その辺は調整いたしますと回答はしております。

○河北3区山口修一委員 はい。わかりました。1つお願ひですけれども、これできるかできないかわかりません。今言った関係機関の改良区或いは中間管理機構、農協、或いは農業共済の意見聴取の内容。これを我々っていうか水平展開っていうか、できるものなんですか。

○中野勝彦農林課主幹 意見聴取で持っていました資料につきましては皆さんにお配りしている資料と同一です。それに意見聴取の案の部分を1枚つけて、それをいただくという形になっております。

○河北3区山口修一委員 それは後でいただくっていうか見ることができるということですね。要するに農業委員会の方に提示できるんですか。

○中野勝彦農林課主幹 あくまでですね、開示請求をいただければ開示することはできると思います。

○河北3区山口修一委員 はい。わかりました。

○議長（高橋千代恵会長） その他、ご意見、ご質問はございませんか。

○河北5区佐々木勝行委員 北上地区推進委員の佐々木です。Q&Aで7番なんですけども、担う者、対象地域の見直しを年1回行うとあるんですけども、これ何月に行う形で決まっているかわかりますでしょうか。お願いします。

○中野勝彦農林課主幹 緊急の場合等があれば随時開催しますが、通常であれば営農計画書がまとまる前とか付近にですね、地域の水田協なり、同会議と一緒に持ちたいなとは考えておりました。

○議長（高橋千代恵会長） その他ございませんか。

○三浦武宏事務局次長 事務局より提案いたします。

今回の地域計画の目標地図には、既に非農地判断されたもの、また転用許可がなされたもの及び公告までに転用許可が見込まれるものが含まれていることから、それらを除外するよう意見を付すべきと考えますのでご審議願います。

以上です。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局提案に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

地域計画の策定について、ただいまの事務局提案意見を付して、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、そのように決しました。

産業部農林課の方は退席いただいて結構です。ご苦労様でした。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4議案第2号非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の54ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。

当該地は高齢のため耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号2、議案書の54ページ、地図資料は2ページをご覧ください。

当該地は、相続したものの市外に住んでいるため耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号3、議案書の54ページ、地図資料は3ページをご覧ください。

当該地は、昭和60年頃から揚水施設が壊れ耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号4、議案書は55ページ、地図資料は3ページをご覧ください。

当該地は、耕作道がなくなったため原野化したもの。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

2月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会副委員長から報告がありました
が、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは説明いたします。

議案書は56ページになります。

番号1、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田25筆、畠1筆、面積21,921平方メートルです。

番号2、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は畠1筆、面積1,742平方メートルです。

番号3、被相続人からの遺言書による遺贈です。申請地は畠1筆、面積612平方メートルです。

番号4、議案書は59ページになります。譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は田1筆、面積1,450平方メートルです。

番号5、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田1筆、面積391平方メートルです。

番号6、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田1筆、面積465平方メートルです。

番号7、議案書は60ページになります。譲渡人の耕作困難による贈与です。申請地は田3筆、面積4,607平方メートルです。

番号8、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は畠3筆、面積331.04平方メートルです。

番号9、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は田1筆、面積2,693平方メートルです。

番号10、議案書は61ページになります。譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は田1筆、面積530平方メートルです。

番号11、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は田1筆、面積1,493平方メートルです。

番号12、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は畠1筆、面積420平方メートルです。

番号13、譲渡人の規模拡大による売買です。申請地は田3筆、面積14,854平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案13件について許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6議案第4号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の63ページ並びに地図資料の4ページをご覧ください。平成30年7月11日に農地法5条の許可を得て、太陽光発電施設用地とする計画でしたが、日照不足等のため事業が遂行できなくなり、転用目的を資材置場に変更し事業をおこなうものです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告をお願いします。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い慎重審議いたしました結果、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について原案のとおり承認相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の64ページ並びに地図資料5ページをご覧ください。集会所の通路とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号2、議案書は64ページから65ページ、地図資料は6ページです。事業用の資材置場とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書は65ページ、地図資料は7ページです。宅地の拡張のための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号4、議案書は65ページから66ページ、地図資料は8ページです。事業用の資材置場とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書は66ページ、地図資料は9ページです。子供たちの遊び場、プレーパークとするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告をお願いします。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会副委員長から報告がありました
が、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について原案のとおり許可相当の意見を付し
て、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8議案第6号旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利
用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は67ページから141ページになります。事務局
より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご
用意ください。

はじめに、中間管理機構による一括方式の利用権設定については123件で434筆、合計面積は
901,280.26平方メートルです。貸借期間は5年と10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で
3,400円から20,000円となっております。米による物納は38キログラムから120キログラムです。また、
使用貸借の利用権設定があります。

次に、所有権移転については32件で91筆、合計面積は142,268平方メートルです。10アール当たり
の売買価格は水田利用で100,000円から400,133円、畠地利用で18,617円から302,904円となっておりま
す。

また、中間管理機構をとおした売買と農業用施設用地を目的とした売買があります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から
審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農

機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の123件、所有権移転の32件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は67ページから127ページになります。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、さきにこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、番号20番から番号25番までを議題といたします。議案書は76ページから79ページまでになります。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。

([] 番 [] 委員　退場)

○議長（高橋千代恵会長）　本案番号20番から25番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案6件については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。

([] 番 [] 委員　入場)

○議長（高橋千代恵会長）　[] 委員に申し上げます。本案番号20番から25番までについては、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

続いて、番号63番及び86番を議題といたします。議案書は98ページ及び108ページになります。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。

([] 番 [] 委員　退場)

○議長（高橋千代恵会長）　本案番号63番及び86番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案2件については、原案のとおり承認することに決

しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。

([] 番 [] 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） [] 委員に申し上げます。本案番号63番及び86番までについては、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

続いて、番号112番から113番までを議題といたします。議案書は122ページになります。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。

([] 番 [] 委員 退場)

○議長（高橋千代恵会長） 本案番号112番から113番までについて、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。

([] 番 [] 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） [] 委員に申し上げます。本案番号112番から113番までについては、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、議案書67ページから127ページのうち、ただいま決しました番号20番から25番まで、63番及び86番、112番から113番までを除いた113件について審議いたします。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案一括方式113件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は128ページから141ページになります。これにつきましても、案件の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、さきにこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号5番及び8番を議題といたします。議案書は130ページ及び131ページになります。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。
([] 番 [] 委員 退場)

○議長（高橋千代恵会長） 本案番号5番及び8番について、ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。
([] 番 [] 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） [] 委員に申し上げます。本案番号5番及び8番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

続いて、番号17番から20番を議題といたします。議案書は134ページから135ページになります。
議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。
([] 番 [] 委員 退場)

○議長（高橋千代恵会長） 本案番号17番から20番について、ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。
([] 番 [] 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） [] 委員に申し上げます。本案番号17番から20番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号27番を議題といたします。議案書は139ページになります。ここで、議長を武山会長職務代理者と代わります。

○議長（武山勝会長職務代理者） ここから暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議席番号 [] 番、 [] 委員は退席願います。

([] 番 [] 委員 退場)

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案番号27番について、ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案1件については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 [] 番、 [] 委員は入場をお願いします。

([] 番 [] 委員 入場)

○議長（武山勝会長職務代理者） [] 委員に申し上げます。本案番号19番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

以上持ちまして、議長職を高橋会長にお返しします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に所有権移転のうち、これまでに決しました番号5番、8番、17番から20番までと27番を除いた25件について審議いたします。

議案書は128ページから141ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案所有権移転にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案所有権移転25件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第9議案第7号石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 ただいま上程されました、第7号議案石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会の所掌事務に係る規定の見直しにより、農業経営基盤強化促進法に関して削除されたことに伴い、本規程の一部を改正するものであります。それでは、改正内容について、条文に従いましてご説明申し上げますので、別冊2、3ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条の専門委員会について、表、農家相談委員会の項、所管区分の欄中、農業経営基盤強化促進法を農地中間管理事業の推進に関する法律に改めるものであります。

次に、2ページに戻りまして、附則でございますが、本訓令の施行期日を令和7年4月1日と定めるものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいま事務局から説明がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　異議なしと認め、本案石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号

○議長（高橋千代恵会長）　次に、日程第10議案第8号石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長　ただいま上程されました、第8号議案石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、先程の第7号議案と同様に農業委員会等に関する法律の一部が改正されことに伴い、本規則の一部を改正するものであります。それでは、改正内容について、条文に従いましてご説明申し上げますので、別冊3、3ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条の市長部局の職員に対する補助執行について、事項並びに農業経営基盤強化促進法により、その権限に属させた事項に係る申請書等の受付及び相談に関する部分を削除するものであります。

次に、2ページに戻りまして、附則でございますが、本規則の施行期日を令和7年4月1日と定めるものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長）　ただいま事務局から説明がありました、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長）　なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第11議案第9号石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 ただいま上程されました、第9号議案石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから引用する規則について所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容について、条文に従いましてご説明申し上げますので、別冊4、3ページ、新旧対照表を御覧願います。

第3条の推薦及び応募の資格について、第3号中、禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

次に、2ページに戻りまして、附則でございますが、第1項は施行期日を規定しており、この規則は令和7年6月1日から施行するものであります。

第2項は、人の資格に関する法令の規定の適用において、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例、その他の定めにより、なお、従前の例によることとされ、なお、効力を有することとされ、又は改正前、若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす、経過措置を規定しています。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局から説明がありました、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉　　会

○議長（高橋千代恵会長）　以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。
これをもちまして、令和6年度第11回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時49分　閉会